

全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 全国施行時特例市市長会加入市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた施行時特例市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

(ブロック体制)

第3条 応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。

- 2 各ブロックの代表市は、全国施行時特例市市長会の会長が指名し、副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から、代表市が指名する。
- 3 各ブロックの代表市は、副代表市を指名したときには、会長市に報告し、会長市はこれを全協定市に通知する。
- 4 ブロックの代表市が、被災市となったときは、副代表市が、代理を務める。

(応援要請の手続き)

第4条 被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロックの代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人員並びに被災市での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第5条 ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、ブロック内の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、ブロックの代表市が、ブロック体制を越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、全国施行時特例市市長会の会長市と協議し、会長市は全協定市による応援体制とすることができる。

(応援の実施)

第6条 ブロックの代表市又は会長市から要請された協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第7条 激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定に基づく応援要請がない場合、ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 ブロックの代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自ら第5条に規定する応援体制をとることができる。
- 3 自主的な応援活動中に、被災市から第4条の規定に基づく応援要請を受けたときは、第6条の規定に基づく応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 応援職員が第2条第3号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

(連絡担当部局)

第9条 協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、会長市への同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成30年4月1日

山		形	市
水		戸	市
つ	く	ば	市
伊	勢	崎	市
太		田	市
熊		谷	市
所	日	沢	市
春		部	市
草		加	市
平	田	塚	市
小	ヶ	原	市
茅		崎	市
厚		木	市
大		和	市
長		岡	市
上		越	市
福		井	市
甲		府	市
松		本	市
沼		津	市
富		士	市
一	日	宮	市
春	日	井	市
四	和	市	市
岸		田	市
吹		田	市
茨		木	市
寝	屋	川	市
加	古	川	市
宝		塚	市
佐		賀	市

平成18年	7月27日	締結
平成19年	4月1日	上越市・長岡市・太田市・伊勢崎市・つくば市加入
平成20年	4月1日	春日部市加入 盛岡市・久留米市脱退
平成20年	9月1日	協定書の一部改正
平成21年	4月1日	熊谷市加入 前橋市・大津市・尼崎市脱退
平成23年	4月1日	高崎市脱退
平成24年	4月1日	松江市加入 豊中市脱退
平成26年	4月1日	佐賀市加入 枚方市脱退
平成27年	4月1日	協定書の一部改正 越谷市脱退
平成28年	4月1日	呉市・佐世保市脱退
平成28年	10月17日	協定書の一部改正
平成29年	1月1日	八戸市脱退
平成30年	4月1日	川口市・八尾市・明石市・鳥取市・松江市脱退

(第3条関係)

全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定 ブロック体制

東日本ブロック	西日本ブロック
山形市	福井市
水戸市	一宮市
つくば市	春日井市
伊勢崎市	四日市市
太田市	岸和田市
熊谷市	吹田市
所沢市	茨木市
春日部市	寝屋川市
草加市	加古川市
平塚市	宝塚市
小田原市	佐賀市
茅ヶ崎市	
厚木市	
大和市	
長岡市	
上越市	
甲府市	
松本市	
沼津市	
富士市	